

## 第3回 仙台市復興推進協議会

日 時 平成24年11月19日（月） 11：00～11：40  
会 場 仙台市役所2階 第5委員会室

出席者 東北大学大学院農学研究科教授	伊藤 房雄
(50音順) 七十七銀行地域振興部長	大川口 信一
宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長	熊谷 良哉
仙台市経済局長	高橋 裕
日本政策投資銀行東北復興支援室長	深井 勝美
東北大学大学院経済学研究科教授	福嶋 路
仙台商工会議所専務理事	間庭 洋
東北学院大学教養学部教授	柳井 雅也
仙台市復興事業局長	山田 文雄

事務局 復興事業局 鈴木復興事業監、寺内次長、梅内震災復興室長  
(仙台市) 経済局 木村次長、嶺岸産業政策部長、大上産業振興課長

- 議事 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 認定された復興推進計画の取り組み状況について
- 3 議事
  - (1) 民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について
  - (2) 利子補給金の活用に係る分科会の設置について
  - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉会

配布資料 資料1 第3回仙台市復興推進協議会 出席者名簿  
資料2 認定された復興推進計画の取り組み状況について  
資料3-1 民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について  
資料3-2 復興特区 産業集積区域図  
資料4-1 復興特区支援利子補給金について  
資料4-2 復興特区支援利子補給金の公募について（復興庁 記者発表資料）  
資料4-3 利子補給金の活用に係る分科会の設置について（案）  
資料4-4 利子補給金活用検討分科会設置要領（案）  
資料5 仙台市復興推進協議会規約（案）

## 1 開会

### ○事務局（震災復興室長）

定刻の少し前ですが、委員の皆さまお揃いですので、ただいまから第3回仙台市復興推進協議会を開催させていただきます。

私、仙台市震災復興室の梅内と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

本日の協議会では、ものづくり特区への区域追加についてと、復興特区制度の利子補給金の活用に向けた分科会の設置について、ご協議をお願いする予定となってございます。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。お座席に、座席表と本日の次第、資料一覧、資料1から資料5を置かせていただいております。よろしいでしょうか。

また、委員の皆さんに、「仙台復興レポート」という形で仙台市の復興状況全般についてまとめました資料をお配りしてございます。これにつきましては、仙台市の復興状況を市民の皆さんにお知らせするために、仙台市のホームページに掲げているものでございます。毎月1回程度の更新をしながら、現在の復興状況を広く内外にお知らせしていきたいと思っているものでございますので、後ほどご参照いただければと考えてございます。

それでは、ただいまより本日の会議に入らせていただきます。ここからの進行につきましては、会長の柳井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### ○柳井会長

皆さんおはようございます。これから会議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、会議に入ります前に、規約に従いまして、事務局から定数確認の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

### ○事務局（震災復興室長）

本日はすべての委員の皆さんにご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第2項による定数を満たしていることをご報告させていただきます。

### ○柳井会長

どうもありがとうございました。

続きまして、会議の公開・非公開の決定についてですが、本協議会は原則公開といたしております。本日の協議会も公開で進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議の議事録の署名につきましては、名簿順ということで、宮城県の熊谷課長さんにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○熊谷委員

はい、了解しました。

○柳井会長

よろしくお願ひいたします。

ここまで、手続きに関して皆さまから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めていきたいと思います。

## 2 報告事項

### (1) 認定された復興推進計画の取り組み状況について

○柳井会長

まず、仙台市から報告事項について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○仙台市（経済局次長）

経済局の木村でございます。資料に基づきまして、報告事項のご説明をさせていただきます。まず、皆さまのお手元の資料2にございます、認定された復興推進計画の取り組み状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

これまでに認定されました復興推進計画の取り組み状況でございますが、まず、民間投資促進特区のものづくり産業の関係についてでございます。本件につきましては、宮城県さん、および仙台市、33市町村さんと共同で策定したものでございまして、平成24年2月9日に国から認定を受けまして、産業集積区域におきまして、現在、39の事業者、49件の指定を行っているところでございます。指定を受けております主な業種といましましては、印刷関連、食料品、機械器具などの各種製造業の他に、道路貨物運送業などの物流業の事業者となってございます。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。農と食のフロンティア推進特区についてでございます。本特区につきましては、仙台市の東部の農業振興地域内におきまして、農業に関する新たな産業の集積を目指しまして、本市が単独で策定したものでございます。平成24年3月2日に特区が認定されまして、これまでのところ、3事業者、4件の指定となっているところでございます。

引き続きまして、民間投資促進特区の情報サービス産業版になります。本特区につきましては、ソフトウェア業、コールセンター、バックオフィスなどといった情報サービス産業の集積を目指しまして、宮城県さん、および仙台市、県内の16市町村と共同で策定したものでございます。平成24年6月12日に認定を受けております。本市の産業集積区域内におきましては、現在、19事業者、19件の指定を行っているところでございます。

こうした特区の指定区域につきましては、本年6月の市税条例の改正によりまして、固定資産税の減免措置を導入しましたほか、10月には企業立地促進助成金の改正を行いま

して、特区制度に併せて、企業の立地促進に向けた環境づくりに努めてきたところでございます。今後も、認定されましたそれぞれの特区につきまして、企業の集積、誘致を進め、地域経済の活性化、復興に努めてまいりたいと考えているところでございます。簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

○柳井会長

どうもありがとうございました。ただいまの仙台市からの説明につきまして、ご不明な点などございましたら、質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは議事を進めさせていただきます。

### 3 議事

#### (1) 民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について

○柳井会長

続きまして、民間投資促進特区ものづくり産業版の区域追加申請ということで、これが本日ひとつ目の議題になります。この区域追加申請について協議に移りたいと思います。早速、仙台市から説明をよろしくお願ひいたします。

○仙台市（経済局次長）

議題1について、私から説明させていただきます。資料3-1に基づきまして、説明を進めさせていただきます。

報告事項のなかでも説明させていただきましたが、本年の2月9日に認定されました、ものづくり産業を中心とした8つの業種に関連いたしまして、民間投資促進特区を指定してございます。お手元の資料3-2の図面をお開きいただき、ご覧いただければと存じますが、現在7カ所を税制上の特例を受けます復興産業集積区域に指定してございます。赤で示した区域がものづくり系の産業集積区域となってございまして、今回追加する特区の区域につきましては、赤の濃い目の表示をさせていただいております、仙台港背後地の区域でございます。この地区につきましては、従来より産業集積が進んできているところでございますけれども、今回の震災を受けまして、当初は被災された方の移転先候補として検討されていたところでございましたが、その後集団移転の計画が固まり移転先とはしない整理となりましたことから、今回あらめて、産業集積をするための特区という位置付けにしたいと考えてございまして、追加申請をしてまいりたいと考えているところでございます。

この集積区域につきましては、他の区域と同様に、自動車産業あるいは高度電子産業といった製造業の8業種を想定しているところでございます。また、指定による税制上の特例につきましても、特区法に定められております法人税の特別控除や機械装置等の特別償却をはじめといたしまして、地方税であります固定資産税の課税免除を行うことを考えているものでございます。

なお、国への申請につきましては、今回この協議会で承認いただいた後、宮城県等と調整を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

これからも指定産業の集積などを進め、仙台経済の活性化に努めてまいりたいと考えているものでございます。以上、議題の民間投資促進特区ものづくり産業版の区域追加の説明とさせていただきます。

○柳井会長

どうもありがとうございました。

仙台港背後地の流通業務地区ですが、先ほどのご説明にありましたように、民間投資促進特区のものづくり産業版では、ほとんどがこの追加する区域の西側と東側にあります東部の工業専用・準工業地域と仙台港周辺地区で指定を受けているということですので、地理的な連結性などを考えると、今後有望な区域に浮上してくる可能性があります。

そういう点も含めまして、皆さまからご質問がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

では、熊谷さん、お願ひいたします。

○熊谷委員

先ほどの最初の報告にございました資料2の現在の指定状況をみても、運送業の利用というものが随分あるようですが、今回の仙台港背後地の流通業務地区の位置付けとなりますと、貨物、運輸、倉庫というものを想定したうえでの地区の設定ということになるのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○仙台市（経済局次長）

ご指摘いただきましたように、運送貨物業がこの特区を利用して集積されているということがございますし、仙台港という特色を考えた場合に、当然の話としまして、倉庫や流通といった事業者さんが立地することによって仙台港の活用が高まって、そうすることによって仙台全体の経済にも良い影響を及ぼすんだろうという観点から、そうしたことも想定してございます。

○柳井会長

よろしいでしょうか。

では、次に深井さんお願ひいたします。

○深井委員

今回追加申請される区域あるいは既に指定されている区域以外で、事業者の方からご相談などは来ていますでしょうか。

○柳井会長

あらかじめ来ているかということでしょうか。

○深井委員

そうですね。今後の区域の拡大の可能性も含めて。

○仙台市（産業振興課長）

ものづくり特区につきましても、区域外の事業者の方からお問合せはいただいているところでございますが、今回区域追加をお願いしているものづくり特区ではなく、ＩＴ特区の関係で、特にそういったお声が強いというところがございます。ものづくり特区でも、運送や倉庫の関係、ものづくりの関係の皆さまから一定程度お問合せをいただいているところでございます。ただ、強く特区をご要望されて、お話をいただいている案件については、今回の区域追加で対応される部分もあるかと考えてございます。

○柳井会長

そういうた潜在需要、ニーズがあるということですね。

他に、いかがでしょうか。

今ご説明のあった方向性でよろしいでしょうか。特にご異論がなければ進めさせていただきたいと思います。

それでは、この件に関しましては了とするということで、よろしくお願ひいたします。

## (2) 利子補給金の活用に係る分科会の設置について

○柳井会長

次に2番目の議題に移らせていただきます。利子補給金の活用に係る分科会の設置につきまして、協議に移ります。仙台市から説明をお願いいたします。

○仙台市（震災復興室長）

それでは、資料4-1をご覧いただきたいと思います。復興特区に関する復興推進計画のなかで、復興特区支援利子補給金という制度がございます。これは、復興推進計画を実施するうえで中核となる事業に必要な資金の融資をする場合に、国が利子補給金を支給するという制度でございます。この活用のためには、地方公共団体が復興推進計画を作成しまして、国の認定を受ける必要があるということが法律に定められてございます。

利子補給金でございますが、5年間、0.7%以内という内容になってございまして、金融機関が地域協議会の構成員となることが必要と定められてございます。ページの下の方に事業のイメージを示してございますが、地方公共団体が計画を申請し、国から認定を受けます。国から金融機関の指定をいただきまして、当該指定金融機関が事業者に融資をする。そして、利払いをすることになりますが、その分の0.7%以内について国が金融

機関へ利子補給金を支給する、というスキームになってございます。

裏面をご覧ください。当該対象事業につきましては、9つがございます。掲げております医療関係、農林水産業関係、エネルギー関係、温暖化対策関係、新たな事業の分野への進出等で雇用機会の創出に資するもの、地域産業関係で雇用創出に資するもの、貨物流通、情報通信基盤、公共交通機関の整備の9つでございます。これにつきまして、私どもが調べた範囲で、他団体で認定されている事例といたしまして、第1号は塩竈市さんが水産業関係あるいは水族館関係で認定を受けてございます。ただし、こちらについては、まだ計画の認定ということで、適用事例がないと聞いてございます。そのほか、会津若松市、三沢市、八戸市、南相馬市で認定を受けているということでございます。

私どもの方にも、昨今、金融機関さんからお問合せ等が入るようになってございますので、これについて検討を重ねてきたものでございます。

次に資料4-2をご覧いただきたいと思います。こちらは先週13日に復興庁から公表になりました資料でございます。復興庁のホームページに掲載されている内容でございます。先ほども申し上げましたように、従前も、復興推進計画を作るということで、復興庁、宮城復興局に必要に応じて相談をしながら計画を定めていくというスキームになってございましたが、このたび、随時それを行うのではなく、公募要領による公募を行うことにする、というような発表でございます。

これに伴いまして、基準等が明確に示されまして、法律上は復興推進計画の目標を達成するうえで中核となるものが対象となってございますが、これについて具体的な要領が示されてございます。市町村における標準産業分類上の占有率、売上げ又は従業者数による占有率、対象業種の設備投資平均額と同等以上と認められること、資金計画が適正であると認められること、といった要件でございます。このような要件に合うものにつきまして、金融機関あるいは事業者の方から本市へご相談があった場合に、この公募をいたしまして、国の認定を受けていくことになろうかと考えてございます。公募期間でございますが、13日に発表があり、16日金曜日から既に公募が始まっています、12月14日の正午までということで、当面決められております。復興庁に確認してございますが、当面、第1回目の公募ということで、執行状況に応じて追加公募、あるいは新年度になりましたら国も新たな予算でございますので、その際にも公募の期間があるものと、こちらでは想定しております。

資料4-3をご覧ください。以上のような制度設計でございますけれども、先ほど申し上げましたように、利子補給金を実際に受けることになる金融機関が地域協議会の構成員となる必要があると法律に定められてございます。復興推進協議会の規約第7条に、分科会を設置する規定がございますけれども、当該事業の内容によって金融機関あるいは事業者がメンバーとして変わってまいりますので、現在の復興推進協議会の下に分科会を作りまして、事業ごとに分科会で協議をしてまいりたいと考え、規約にも規定を設けていたものでございますが、今般、公募が始まりましたこともありまして、この分科会を動かしてまいりたいと考え、お諮りするものでございます。

現在のところ、構成員として考えてございますのが、私どもの他に、商工会議所様、会長であります柳井先生、そのほか、適切な事業計画ということが求められておりますので、ご専門であります東北大学会計大学院教授の成田先生に分科会の構成員をお願いしたいと思ってございます。そのほか、案件ごとに、利子補給を受けられます金融機関の皆さま、融資対象となる事業者の皆さま、ということで事業ごとの分科会を構成したいと思ってございます。

進め方といたしましては、隨時、ご提案ごとに分科会を設置し協議いたしまして、その内容につきまして、親会であります復興推進協議会の本日ご出席の皆様にご報告させていただき、ご意見をいただいたうえで、必要な場合には再協議、計画の修正等を行い、計画を固め、国へ認定の申請を行ってまいりたいと思っているところでございます。

本日お諮りしたいと思っておりますのは、この復興推進協議会と分科会のスキーム、あるいはその進め方について、これでよろしいかお諮りしたいと思っております。

資料4-4でございますけれども、分科会を設置するにあたりましての要領でございます。事務や構成員につきましては、先ほど申し上げた内容でございます。分科会の会長については互選をしていくということ、その他については親会の開催と詳細は同じでございます。

以上のように、利子補給金の制度、復興庁の公募も始まって、各金融機関へのご説明も始まっていると伺っておりますので、公募があった場合にできるだけ早く要求に対応できるようにと考えまして、すでに規定しております分科会について推進したいと思っているものでございます。よろしくご協議をお願いしたいと存じます。以上でございます。

#### ○柳井会長

ありがとうございました。それでは、ただいま仙台市から説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

では大川口さん、よろしくお願ひいたします。

#### ○大川口委員

2点ございます。ひとつは分科会の設置の関係ですが、ご説明いただきましたように、他の自治体で同じような協議会を作っている事例でみますと、パターンとして2つあると思います。ひとつは、その地域にある金融機関が全部参加するというパターン、もうひとつは、地域の一部の金融機関が参加しているパターンです。仙台市の場合は、ご案内のとおり金融機関の数が膨大ですので、ひとつの案件に全部の金融機関が参加して協議会を進めるといったことは、おそらく現実性、合理的に事業を進めていくうえでは支障が多いのではないかと思います。したがって、こうした分科会形式で、個別の案件にかかる金融機関がその都度参加するという方式でよろしいのではないかと思います。

#### ○柳井会長

賛成意見ということでよろしいですね。

○大川口委員

はい。

それからもう一点、質問なのですが、先ほどの復興庁から出た利子補給金の公募の件ですが、対象要件のAからDのなかで、AとBに占有率という表現が出てきますが、これは具体的に何%といった数値で示されているのでしょうか。

○柳井会長

では、仙台市からお願ひします。

○仙台市（震災復興室長）

これにつきましては、公募の通知と併せて公募の要領というものが国から示されてございます。先ほど実例を示しました5件などをもとに具体的な公募要領をお作りになったものと思っておりますが、例えば、Aの要件でございますけれども、中分類の占有率、こちら新規事業所による増加分も含むとなっておりますけれども、これが上位3業種以内であることとなつてございます。売上高、従業者数のいずれかで上位3業種以内にあることが、ひとつ要件とされてございます。また、Bの要件でございますけれども、対象業種における事業者の売上高または従業者数の占有率が概ね6分の1以上であることとされてございます。また、地域で推進すべき位置付けにあるものに該当しないものとして、雇用創出機会が少ないようなものについては除くとされていまして、例としてメガソーラ等の設置による単純な売電事業というようなものが掲げられております。

こういった要件をみると、仙台市のように街が大きく、たくさんの事業者がある場合に、占有率といった中核性の要件のところについては、少し厳しい面があると思ってございまして、そのあたりの認定のあり方、中核性の示し方につきまして、分科会でも協議をしていただきたい、どういった形で国に申請すべきかということについても、協議をさせていただきたいと思ってございます。以上でございます。

○柳井会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

では深井さん、お願ひいたします。

○深井委員

復興庁さんの公募の条件については、こういった基準が示されていますので、多分応募される方も分かり易いと思いますが、梅内さんからご説明がありましたとおり、仙台市さんの場合、既に先行している他の自治体と状況が違いますし、法律に書かれているのは、あくまで復興推進計画の目標を達成するうえで中核ということなので、地域産業の中核と

いうことではないという点は十分議論していく必要があるのではないかと思っております。

そのうえで、我々も先行している事例のお手伝いをさせていただいておりますけれども、税制優遇などに比べると利子補給は間接的な支援措置になりますので、仙台市さんに先ほどご説明いただいた既に認定されている復興推進計画で指定されている事業者に比べると、事業者数も少ないので、ただ、利子補給というのはやはり民間事業者さんの投資促進に大きな効果もありますので、今後インフラが整ったり、あるいは新しい事業に取り組まれるような要件が整ってくれば、当然広範に利用されるスキームだと思いますので、仙台市さんにおかれでは、ぜひ周知といったものに注力していただければという期待感を持つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○柳井会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○仙台市（震災復興室長）

今、深井委員からもご指摘がありましたけれども、先ほど実例で示しましたとおり、宮城県内では塩竈市の計画の認定はございますけれども、具体的な適用の案件がないというところもございまして、仙台市は比較的中核性の認定に難しい部分であろうかと思いますけれども、深井委員からご指摘がありましたとおり、分科会でも中核性の示し方について十分協議をさせていただきまして、認定を受けることによって、例えば他地域での実例を増やすといったことにも貢献してまいりたいと考えておりますので、市でも知恵を絞ってまいりたいと思いますし、PRにも努めたいと考えているところでございます。

○柳井会長

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

では伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤委員

確認事項ですけれども、資料4-3の協議の進め方の②で、分科会での協議結果を推進協議会の各構成員に報告し意見等をいただくとなっています。これで良いと思うのですが、やはり利子補給の案件を迅速に適用していく方が良いと思いますので、ここは協議会を開催するのではなくて、メール会議等ということもあり得るという読み方でよろしいか、という点を確認したいと思います。

○仙台市（震災復興室長）

ありがとうございます。少し説明不足で申し訳ございません。まさにおっしゃるとおりでございまして、事業者様が本市へお持ちになる段階では、かなり金融機関とお詰めにな

って、さあ行こうという形で市の方に持ってこられるということを想定してございますので、今伊藤委員からございましたように、なるべく迅速に動きたいと思ってございます。國の方では審査にもある程度時間を要しますので、市の方の手続きでご承認が得られれば、ただいま伊藤委員からありましたようなメール等でのご了解、ご連絡もやらせていただきたいと思っておりまして、その点についても併せてご承認をいただければと思ってございます。ありがとうございます。

○柳井会長

ありがとうございます。メールでスピードアップしていくということで、現地の復興に少しでもスピード感を出していくということも大事だと思います。また、こういった会議が開かれたときは、報告事項として確認をいただくということで、スピーディーに、かつしっかりと確認を取っていくという形でよろしいでしょうか。

はい。それでは、他にございますか。

熊谷さん、お願ひいたします。

○熊谷委員

確認ですけれども、先ほどの復興庁が示された対象要件Aの中分類の上位3業種といった場合、仙台市の場合はどういった業種が該当するのか、参考までに教えていただければと思います。括り方によって違つてしまふ、ということになるのでしょうか。

○仙台市（震災復興室長）

来週にも説明会があると聞いておりますが、その辺についても要領が出されてから復興庁とも何度かやりとりをして、今確認しているところでございますが、まだ詳細について確認ができませんので、今日の段階では、それについてお答えできないということになってございます。その辺が分かりましたら、またメール等で各委員の皆さんにお知らせさせていただければと思ってございます。

○柳井会長

よろしくお願ひいたします。他によろしいでしょうか。

それでは、復興庁からこういったスキームで通知が出ている訳でございますけれども、この中核性という言葉の持つ意味というものをよく理解しながら、分科会としましても、きっちり議論を積んでいって、我々の主張を通していくということと、併せて、まだ不明な点がいくつかございますので、上位3業種の確認等をしていただくこと、もうひとつはスピード感を出していくといったことを私たちが留意しながらやっていくということで、この案件は進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○高橋委員

ちょっとよろしいでしょうか。

補足でご説明させていただきますと、例えば工業統計をみると、平成22年であれば、事業所数、従業者数、出荷額でそれぞれ違う状況になってございます。例えば事業所数でいいますと、1位が印刷で、2位が食料、3位が金属となっています。出荷額ですと、石油が1位で、2位が鉄鋼、3位が印刷といったようなことで、どれを探るかということでも違いますし、これは工業統計ですが、それ以外にも商業統計など、それぞれ分類が違いますので、少し国の考え方を確認させていただかないと、我々の方でどういった位置付けをするのかということは、まだまだ明確にできないという状況でございます。

#### ○柳井会長

どの指標を選びかによって、雇用を重視するのか、産業の波及効果を重視するのか、経済の大きさを重視するのか変わってきますので、そのあたり少し詰めていただければと思います。

他にございますでしょうか。先ほど私が簡単にまとめましたような方向性でお認めいただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、協議会で了承したということで、そのようにさせていただきたいと思います。

#### (3) その他

#### ○柳井会長

続きまして、他の議事に入らせていただきます。事務局から何かございますか。

#### ○事務局（震災復興室長）

細かい点で恐縮でございますが、資料5に協議会の規約改正の案をつけてございます。資料5の裏ページのところ、仙台市の組織変更があったのですけれども、今年度に入って第1回の協議会ということで、年度の変更ができておりませんでしたので、こういった字句の修正をさせていただきたいと思ってございます。こちらについては、事務的なものでございますので、会長と協議のうえ進めさせていただきたいと思ってございますので、よろしくご了解をお願いいたします。

#### ○柳井会長

今の点よろしいでしょうか。

特になれば、これを了としたいと思います。どうもありがとうございます。

今回の協議会では、スピーディーな運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。いずれにしましても、被災地域の復興が我々にとって一番大事なミッションでございますので、今後とも皆様にご協力をいただきたいと思っております。

大変短い時間で議論が尽くせなかったというところもあり、本当は皆さんもっとご意見

をお持ちだと思いますけれども、事務局では随時ご意見を受け付けているということですので、何かございましたら、ぜひ事務局にご意見を出していただければと思います。

#### 4 その他

○柳井会長

事務局から他に何かございますか。

○事務局（震災復興室長）

特にございません。

#### 5 閉会

○柳井会長

それでは、以上をもちまして今日の協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上、議事録の内容につきまして、すべて相違ありません。

平成24年12月13日

議事録署名者

(会長) 柳井 雅也

(構成員) 熊谷 良哉